

令和2年第11回 琴浦町教育委員会 定例会 日程

と き：令和2年10月21日(水) 午後1時30分

と ころ：まなびタウンとうはく 第1会議室

1 開 会

2 前回議事録承認委員
石前委員、高力委員

3 議事録署名委員指名

4 教育長報告

5 各課報告

6 議 事
議案第66号 琴浦町立小中学校事務処理規程の制定について

7 報 告
教育長職務代理者の指名について

8 そ の 他

9 閉 会

次回定例会：令和2年11月 日（ ） 時 分～

議案第 66 号

琴浦町立小中学校事務処理規程の制定について

琴浦町立小中学校事務処理規定を制定することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 15 条第 1 項の規定により、本委員会の議決を求める。

令和 2 年 10 月 21 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 田中 清治

琴浦町立小中学校事務処理規程

(目的)

第1条 この規程は、別に定めのあるものを除き、琴浦町立小学校及び中学校(以下「学校」という。)における校務処理上の責任体制を明らかにするとともに、その標準化と効率化を目的として定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 職員 学校に勤務する校長、教頭、教諭、司書教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、学校栄養主任、学校栄養職員、事務主幹、事務副主幹、事務主事、講師及び学校に勤務する町職員並びにこれに準ずる者をいう。

(2) 学校事務 校務のうち指導業務を除く全ての事務をいう。

(学校事務)

第3条 学校事務は、次の各号に定める事務とする。

- (1) 文書の取扱いに関する事。
- (2) 財務・会計に関する事。
- (3) 学籍事務に関する事。
- (4) 就学援助事務に関する事。
- (5) 情報の取扱いに関する事。
- (6) 公印の取扱いに関する事。
- (7) 各種調査統計に関する事。
- (8) 職員の人事に関する事。
- (9) 職員の服務事務に関する事。
- (10) 職員の給与事務に関する事。
- (11) 職員の旅費事務に関する事。
- (12) 職員の福利厚生に関する事。
- (13) 教務に関する事。
- (14) 学校保健に関する事。
- (15) 学校給食に関する事。

(16) 渉外に関すること。

(17) 危機管理に関すること。

2 校長は、校務分掌を定める場合は、学校の規模、職員体制、職員の経験年数等を考慮し、前項各号の事務を各職員に分掌させるものとする。

(学校事務の処理体制)

第4条 学校事務は、職員に直接委任された事務を除き、校長が決裁するものとする。

2 事務主幹、事務副主幹及び事務主事は、校長の監督のもとに、学校事務の総括的責任者として次に掲げる業務をつかさどるものとする。

(1) 学校事務を円滑かつ効果的に遂行するために、学校事務組織について企画立案すること。

(2) 学校事務の遂行について進捗状況を管理すること。

(3) 学校事務に係る職員の事務執行について指導助言すること。

(4) 学校事務について連絡調整に当たること。

3 次に例示する職員に直接委任された学校事務は、当該職員が自らの名において決裁する。

(1) 町長等から委任された事務

(2) 県教育委員会から指定された事務

(学校事務の処理基準)

第5条 学校事務は、法令、条例、規則、関係諸規程、通知、通達等に基づき適正に処理しなければならない。

2 学校事務のうち第3条第1項第1号から第6号までに掲げる事務については、別に定める規程により処理するものとする。

(共同学校事務室)

第6条 共同学校事務室が設置されている場合は、当該地区の学校における事務処理の効率化を推進するため、学校事務の一部を共同学校事務室において処理することができる。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、学校事務の取扱いに関し、必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和2年10月 日から施行する。

教育長職務代理者の指名について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第2項の規定に基づき、令和2年10月27日付で下記のとおり指名しますので報告します。

記

教育長職務代理者 教育委員 田中 宣彦

地教行法第13条第2項

教育長に事故あるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。